様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年12月 9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）まついけんせつかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 松井建設株式会社  （ふりがな）まつい　たかひろ  （法人の場合）代表者の氏名 松井　隆弘  住所　〒104-8281  東京都 中央区 新川１丁目１７番２２号  法人番号　7010001034956  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　統合報告書2024 | | 公表日 | ①　2024年10月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①-1　当社ホームページに記載  　https://www.matsui-ken.co.jp/module/wp-content/uploads/2024/10/%E6%9D%BE%E4%BA%95%E5%BB%BA%E8%A8%AD%E7%B5%B1%E5%90%88%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B82024.pdf  　中期経営計画の概要〈2022-2024〉/11ページ  ①-2　当社ホームページに記載  　https://www.matsui-ken.co.jp/module/wp-content/uploads/2024/10/%E6%9D%BE%E4%BA%95%E5%BB%BA%E8%A8%AD%E7%B5%B1%E5%90%88%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B82024.pdf  　経営戦略　/9ページ | | 記載内容抜粋 | ①-1　<経営方針>  会社を磨き、新たなステージへ  ・求められている真の価値を把握し、的確な提案と徹底した品質管理によりお客様の満足を得る。  ・高度な建設技術と、時代を見据える高い提案力を持って、地道に堅実に建設事業に取り組む。  ・時代の要請に応えながら、企業としての信用を積み上げ、強靭な経営基盤を築いて行く。  ①-2　<経営戦略>  経営施策１  持続的成長の実現  デジタル社会への対応  ・ DX・建設ICT  ・ 新業務システム  ・ 新技術 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　統合報告書は取締役会において承認のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　統合報告書2024  ②　統合報告書2025 | | 公表日 | ①　2024年10月30日  ②　2025年10月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに記載  　https://www.matsui-ken.co.jp/module/wp-content/uploads/2024/10/%E6%9D%BE%E4%BA%95%E5%BB%BA%E8%A8%AD%E7%B5%B1%E5%90%88%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B82024.pdf  　建設ICTへの対応　/13ページ  ②-1　当社ホームページに記載  　https://www.matsui-ken.co.jp/module/wp-content/uploads/2025/10/%E6%9D%BE%E4%BA%95%E5%BB%BA%E8%A8%AD%E7%B5%B1%E5%90%88%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B82025.pdf  　建設BIM活用の加速　/18ページ  ②-2　当社ホームページに記載  　https://www.matsui-ken.co.jp/module/wp-content/uploads/2025/10/%E6%9D%BE%E4%BA%95%E5%BB%BA%E8%A8%AD%E7%B5%B1%E5%90%88%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B82025.pdf  　今後の課題・取り組み方針　/19ページ | | 記載内容抜粋 | ①　建設ICTへの対応  専門分野である「ICT推進室」が中心となり、ICT技術の積極的な活用を推進しております。スマートデバイスやアプリケーションによる現場管理のデジタル化やICT施工への取り組みを通して、生産性の向上と労働環境の改善を図ります。  ②-1　建設BIM活用の加速  　当社は、BIM活用を加速させるため、専門部署「BIM推進部」を設立しました。この部署では、プレゼンテーションモデルや施工支援用BIMデータを、社寺建築から一般建築まで幅広く作成しています。各支店のオペレーターとクラウド環境を活用し、効率的な共同作業体制を構築しています。  　BIM活用の利点は多岐にわたります。現場では施工順序や納まりの検討、数量積算の効率化により生産性が向上し、課題解決が迅速化します。  　また、レンダリングやVRを用いてお客様に完成イメージを確認いただくことで、顧客満足度の向上にもつながります。  　中期経営計画に基づき、BIM人材育成と活用環境の整備に注力しています。BIMを活用したプロジェクトを推進しながら、作業所での利便性向上にも取り組んでいます。  ②-2　　当社では、新築・改修・耐震補強の設計において、今後もBIM推進部と連携し、計画設計段階よりBIMを用いた３Ｄや動画によるプレゼンテーションを行ってまいります。図面では解りにくい納まりなども視覚的に説明できるため、お客様の理解が深まり、満足度向上につながっております。また、施工段階にもBIMを導入し、不具合を未然に把握し、工事の手戻りを少なくする取り組みにも挑戦しております。  　さらに、現在は伝統木造建築物の耐震性能向上に向けて、設計技術部とともに特許技術の研究開発に取り組み、「新しい社寺建築」に挑戦しております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　統合報告書は取締役会において承認のうえ公表  ②　統合報告書は取締役会において承認のうえ公表 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①-1　統合報告書2024  　DXへの取り組み　/12ページ  ①-2　統合報告書2024  　推進体制　/12ページ | | 記載内容抜粋 | ①-1　DX教育の強化  当社では、従業員の成⾧が企業の成果につながると考え、「DX教育」を積極的に推進しております。従業員一人ひとりがデジタル技術の理解を深め、その活用方法を学ぶことで、より効率的な業務プロセスや新たなビジネスモデルの構築を図ります。  ①-2　推進体制  　組織図  　当社ではDX戦略を企画・立案・推進・監督していくことを目的として「DX推進部」を設置しております。さらに「DX推進プロジェクト」を通して、会社の知見を総合的に集約し、DX推進部によって作成した計画案に対し、実務的な視点からの検証を行ったうえで決定・実行しております。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　統合報告書2024  　DXへの取り組み　 /12ページ | | 記載内容抜粋 | ①　業務システムの変革  　当社は、業務プロセスの属人化やシステム間連携の煩雑化という課題を解決するため、「統合型ERPシステム」の導入を進めております。複数の業務システムを一元化しデータを自動連係することで、全社レベルでの業務効率化と生産性向上を実現してまいります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　統合報告書2024 | | 公表日 | ①　2024年10月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに記載  　https://www.matsui-ken.co.jp/module/wp-content/uploads/2024/10/%E6%9D%BE%E4%BA%95%E5%BB%BA%E8%A8%AD%E7%B5%B1%E5%90%88%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B82024.pdf  　今後の課題・取り組み　/17ページ | | 記載内容抜粋 | ①　今後の課題。取り組み  ICTによる作業所業務の効率化を推進するために、スマートデバイス等のICT機器を積極的に活用し、BIMの推進をより一層進めることにより、生産性の向上を図ります。また、時間外労働の上限規制に対応するため、原則として見積時に4週8閉所とする工程の提案を行い、受注段階において発注者様に理解いただけるよう取り組んでいます。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2023年11月 8日 | | 発信方法 | ①　統合報告書2023  　当社ホームページに記載  　https://www.matsui-ken.co.jp/module/wp-content/uploads/2023/11/%E7%B5%B1%E5%90%88%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B82023-1.pdf  　TOP　MESSAGE　〈業務改善の推進〉　/7ページ | | 発信内容 | ①　発信内容 〈業務改善の推進〉  少子高齢化による人手不足の影響から、建設業就業者数と建設技能者数は年々減少の一途をたどっております。当社は、この深刻な問題を解決し、安定した経営を継続させるための施策の一環として、昨年4月にDX推進部の設置をいたしました。当社の社内システムは導入から数十年が経過しており、業務の属人化、重複作業の発生やペーパーレス化が進まない原因となっておりました。これら諸問題の解消、「新たな価値の創造」と「システムの集約」を目的として、DX推進部の設置と同時に「基幹システム再構築プロジェクト」を発足し、原価管理システムを中心とした基幹システムの再構築を強力に推進しております。  作業所の状況を迅速かつ的確に把握することは、利益管理のみならずコンプライアンスの面でも効力を発揮し、内部統制機能が強化されることになります。さらに、工程管理、安全管理、品質管理、発注者との協議、意思決定などの本来の業務に対し、時間や人的資源を傾斜配分することが可能となり、ひいては顧客満足につながります。  基幹システムだけでなく、経費精算、電子契約等のサブシステムについても随時導入を実施しており、さらにBIMをはじめとした新たな技術、施工管理支援ツールについても適宜研究を進めております。これらは全社員・全部署の働き方に大きくきよするものであり、今後さらに推進してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社では、実務執行統括責任者である代表取締役社長（松井隆弘）のリーダシップの下、経営計画レビューを実施した。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。